



除去土壌の福島県外最終処分に向けた 復興再生利用等に関する取組

2025年10月3日

○福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、**閣僚会議**※¹を2024年12月に設置。第2回を2025年5月に開催し、**基本方針**※²を策定。**第3回を2025年8月に開催し**、当面5年程度の**ロードマップ**※³を取りまとめた。

※¹ 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

※² 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

※³ 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

○ロードマップでは、復興再生利用の推進に向けて、霞が関の中央官庁9か所での利用について順次施工、分庁舎・地方支分部局・所管法人等への取組の拡大等を進めるとともに、県外最終処分に向けて新たな有識者会議を設置し、除去土壌等の減容や最終処分に関して、専門的知見を活用して検討を行い、2030年頃の目指すべき姿として県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めることとしている。また、復興再生利用の必要性・安全性等に対する理解醸成に向けて、ポスターやSNS等を通じた情報発信や、中央官庁等での復興再生利用の現場活用等を行うこととしている。

○県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する。

＜第3回会議の様子＞



福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ
(当面 5 年程度)

令和 7 年 8 月 26 日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

(2025年夏)

(2030年頃)

復興再生利用の推進

総理大臣官邸での利用（実施済）・霞が関の中央官庁の花壇等への利用（2025年 9 月から順次）

パブリックアクションによる発信・理解醸成 施工 モニタリング

知見の活用

霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出
(分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等)

関係者とのコミュニケーション
計画 施工 モニタリング . . .

実用途における先行事例の創出

先行事例の検討

- ・公共事業等における土地造成・盛土・埋立て等への利用
- ・公的主体が管理する施設等での土地造成・盛土・埋立て等への利用
- ・継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業が行う土地造成・盛土・埋立て等への利用

先行事例の創出

知見の活用

ガイドラインの内容拡充・見直し

目指す姿
県外最終処分の実現に向けて、実用途における復興再生利用の目的を立てる

県外最終処分に向けた検討

新たな有識者会議の設置（環境省）

県外最終処分の管理終了の検討

県外最終処分・運搬のために必要な施設等の検討

中間貯蔵施設内での取り出し・運搬の検討 中間貯蔵施設外での運搬・県外最終処分の検討

最新技術や知見に関する情報の継続収集

減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発

各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討

減容技術の組合せに関する検討
減容化後の処分方法の検討

県外最終処分の安定性の技術的検討

県外最終処分場の立地に関する技術的検討

県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討

地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討

候補地選定のプロセスの具体化

候補地の選定・調査

目指す姿
県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し候補地の選定・調査を始める

理解醸成・リスクコミュニケーション

復興再生利用に用いる除去土壌の呼称の決定

- 大阪・関西万博での展示
- パネルディスプレイによる発信・理解醸成（総理大臣官邸・中央官庁での復興再生利用を含む）
- 中央官庁でのポスターの掲示
- 中間貯蔵事業情報センター・ながどろひろばでの情報発信

復興再生利用の必要性・安全性等についての全国民的な理解醸成、機運の醸成

ウェブページ・SNS等を通じた発信

本省、地方支分部局、所管法人等での発信

イベントにおける発信

所管業界への発信

安心感・納得感の醸成、社会受容性を拡大・深化させるための取組（見学会等）

中間貯蔵施設の見学会

東京電力福島第一原子力発電所と連携した見学

飯舘村長泥地区環境再生事業の見学会

中央官庁の花壇等への利用事例の活用（ふくしま復興フェア、こども霞が関見学デー等）

霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での事例の活用

県外最終処分の実現に向けた理解醸成の取組

進捗の確認

WEBアンケート調査、理解醸成等の取組に係る参加者へのアンケートの調査等

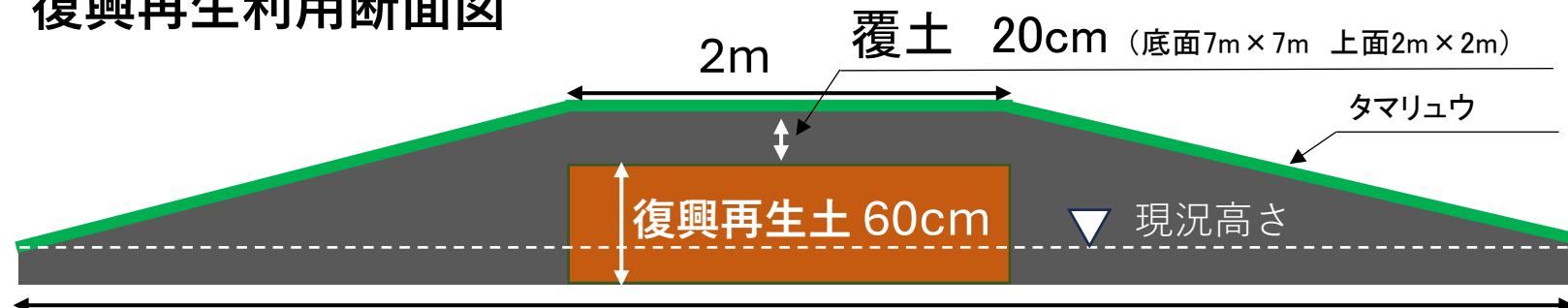
目指す姿
県外最終処分の実現に向けて、復興再生利用の先行事例を創出し、その拡大が見通せるよう、安心感・納得感を醸成する

施工後の様子



- 施工日: 7月19日、20日
 - 施工面積: 7m × 7m
 - 除去土壌: 2m × 2m × 60cm 約2m³
 - 除去土壌の飛散流出防止措置: 覆土20cm
 - 復興再生利用の実施個所であることを表示
 - 施工前(7/18)の放射線量: 0.07~0.10 μ Sv/時
 - 9/19の放射線量: 0.10 μ Sv/時
- ➡人体への影響を無視できるレベル

復興再生利用断面図



霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要

中央合同庁舎第3号館
正門駐車場花壇
(国土交通省、
海上保安庁)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第6号館
北側駐車場の花壇
(法務省他)



9/24,25,26
施工

外務省 南庁舎入口の盛土



中央合同庁舎第2号館
中庭花壇
(総務省、
警察庁、
消防庁他)



9/20,21
施工

中央合同庁舎第8号館
正面玄関
駐車場花壇
(内閣官房、
内閣府)



9/27,28
施工

中央合同庁舎第1号館
正面玄関前花壇
(農林水産省、
林野庁、水産庁)



中央合同庁舎第4号館
駐車場前
花壇
(復興庁、
財務省、
内閣府他)



9/14,15
施工

経済産業省総合庁舎
中庭駐車場
前花壇



9/13,14,15
施工

中央合同庁舎第5号館
サンクン
ガーデン
(環境省、
厚生労働省)



9/13,14,15
施工

復興再生利用に用いる除去土壌の呼称について

(検討の経緯)

- 本年 3 月に放射性物質汚染対処特措法施行規則が改正され、復興再生利用とは「再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること」と定義され、更に復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度は8,000Bq/kg以下とされたところ。
 - 復興再生利用に用いる土壌は法令上「除去土壌」であり、その他の（例えば8,000Bq/kg超で復興再生利用には用いない）土壌と区別する呼称は存在しなかった。
- 本年 8 月の閣僚会議にて決定された「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」においては、以下のように記載されている。

「復興再生利用に用いる土壌は資源であり、リスクコミュニケーションの観点から、例えば「復興再生土」などの呼称を、環境省において設置する新たな有識者会議等でご意見をいただき、環境省において決定する。」

検討会での意見等も踏まえ、
【復興再生土】と決定した。

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生
- 環境省では、除染をはじめとした環境再生の取組を実施し、福島県内では大量の除去土壌が発生
- 福島県、大熊町、双葉町に受け入れていただき、中間貯蔵施設を整備
- 中間貯蔵施設は、大熊町・双葉町で約1,600haという広大な区域であり、地権者への丁寧な説明を尽くしながら、用地取得を実施
- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定
- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減が鍵

中間貯蔵施設全体



中間貯蔵施設における除去土壌の保管の様子



除去土壌等の放射能濃度分布

